

兵庫県公報

平成24年8月31日 金曜日 第2419号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示		ページ
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）	1
○ 救急病院の認定（同）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 平成24年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（伐倒駆除）（豊かな森づくり課）	3
○ 平成24年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（特別伐倒駆除）（同）	4
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	8
○ 道路の位置指定（建築指導課）	8
公 告		
○ 随意契約の相手方等の公示（情報企画課）	8
○ 落札者等の公示（阪神南県民局）	9
○ 同 上（阪神北県民局）	9
○ 同 上（東播磨県民局）	9
○ 同 上（北播磨県民局）	10
○ 同 上（中播磨県民局）	10
○ 同 上（西播磨県民局）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（丹波県民局）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	12
○ 入札公告（県立工業技術センター）	12
○ 落札者等の公示（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 随意契約の相手方等の公示（同）	15

告 示

兵庫県告示第1175号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

平成24年8月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- | | | |
|---|-------|-------------------|
| 1 | 名 称 | 甲北病院 |
| | 所在地 | 神戸市北区有野中町1丁目18—36 |
| | 撤回年月日 | 平成24年4月1日 |
| 2 | 名 称 | 佐野伊川谷病院 |
| | 所在地 | 神戸市西区池上2丁目20—1 |

撤 回 年 月 日 平成24年 6月30日



兵庫県告示第1176号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成24年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 甲北病院
- 所 在 地 神戸市北区有野中町 1丁目18—36
- 認 定 年 月 日 平成24年 8月17日
- 認定の有効期限 平成27年 8月16日
- 2 名 称 医療法人社団十善会 野瀬病院
- 所 在 地 神戸市長田区久保町 3丁目 9—7
- 認 定 年 月 日 平成22年12月13日
- 認定の有効期限 平成25年12月12日



兵庫県告示第1177号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

平成24年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 神戸市神影土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	飯 尾 敏 幸	神戸市北区淡河町神影229番地
同	漆 原 明 美	同 市同区淡河町神影915番地
同	富 永 幾 夫	同 市同区淡河町神影174番地
同	赤 松 幸 和	同 市同区淡河町神影211番地
同	石 野 吉 信	同 市同区淡河町神影155番地
同	岩 野 弘 明	同 市同区淡河町神影703番地の 1
同	岡 崎 貴美代	同 市同区淡河町神影142番地の 1
監 事	岡 崎 忠 夫	同 市同区淡河町神影194番地の 2
同	奥 川 洪 観	同 市同区淡河町神影100番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	赤 松 幸 和	神戸市北区淡河町神影211番地
同	石 野 吉 信	同 市同区淡河町神影155番地
同	岩 野 弘 明	同 市同区淡河町神影703番地の 1
同	漆 原 明 美	同 市同区淡河町神影915番地
同	富 永 幾 夫	同 市同区淡河町神影174番地
監 事	岩 野 憲 夫	同 市同区淡河町神影906番地
同	飯 尾 治	同 市同区淡河町神影83番地の 1

2 東浦町土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	清 水 千 尋	淡路市久留麻583番地
同	平 岡 泰 正	同 市久留麻1673番地
同	正 井 正 一	同 市浦255番地 3
同	脇 田 晃	同 市河内380番地

同	河 上 榮 治	同	市釜口1195番地
同	違 口 平	同	市楠本863番地 1
同	新 阜 京 一	同	市楠本391番地
同	柳 谷 喜 隆	同	市釜口2103番地 3
監 事	井 戸 均	同	市浦1076番地
同	武 久 和 仁	同	市久留麻1054番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	清 水 千 尋	淡路市久留麻583番地
同	平 岡 泰 正	同 市久留麻1673番地
同	正 井 正 一	同 市浦255番地 3
同	正 井 貞 則	同 市白山202番地
同	中 林 武 雄	同 市釜口232番地 1
同	違 口 平	同 市楠本863番地 1
同	新 阜 京 一	同 市楠本391番地
同	柳 谷 喜 隆	同 市釜口2103番地 3
監 事	井 戸 均	同 市浦1076番地
同	武 久 和 仁	同 市久留麻1054番地



兵庫県告示第1178号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成24年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市神影土地改良区	平成24年 8月15日



兵庫県告示第1179号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成24年 8月20日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成24年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村災害対策整備事業	葛尾地区	平成24年 8月31日から 同 年 9月20日まで	洲本市役所 五色庁舎



兵庫県告示第1180号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成24年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 区域及び期間

(1) 区域

神戸市、洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、西脇市、三田市、篠山市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、同郡福崎町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

(2) 期間

平成24年 8月31日から平成25年 5月31日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒して天敵微生物不織布製剤を設置するか、又は当該樹木を伐倒して剥皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合はこの限りでない。

(3) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。



兵庫県告示第1181号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成24年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 区域及び期間

(1) 区域

神戸市、洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、西脇市、三田市、篠山市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、同郡福崎町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

(2) 期間

平成24年 8月31日から平成25年 5月31日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破砕するか、又は当該樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さ6ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合には、15ミリメートル)以下となるように破砕すること。

- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(4)により申請書を提出する場合はこの限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。



兵庫県告示第1182号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
篠山市藤坂字峠151、151の1、151の22から151の25まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1183号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
篠山市辻字弥十郎ヶ嶽2の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1184号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
丹波市青垣町大稗字木ノ實谷1112の2、1112の3、1112の5から1112の7まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1185号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
丹波市山南町小畑字丑寅谷1108の4、1108の6
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1186号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
丹波市山南町小畑字丑寅谷1108の1から1108の3まで、1108の11、1108の18、1108の19、1108の21
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1187号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

丹波市山南町西谷字ヲトガタワ1224の6、1224の8

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1188号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

丹波市山南町西谷字ヲトガタワ1224の1から1224の3まで、1224の5、1224の19から1224の22まで、1224の28

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1189号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨北播磨県民局長から報告があった。

平成24年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時
平成24年 9月12日（水）午後 3時から午後 4時まで
- 2 場所
加東市社字西柿1075—2 兵庫県社総合庁舎本館 2階202会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 ハウスミキ
代表者氏名 奥 村 博
事務所所在地 三木市志染町中自由が丘 1—280
免 許 番 号 兵庫県知事(3)第350343号
免 許 年 月 日 平成22年 5月10日



兵庫県告示第1190号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成24年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H23但八位置 0001号	24. 8. 17	朝来市和田山町柳原字出垣311番1の一部	6.00	26.61

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成24年 8月31日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
総務事務システム修正開発業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部企画財政局情報企画課 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年 7月 9日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
高知電子計算センター／神戸デジタル・ラボ連合体 高知市本町 4丁目 1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
86,236,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約の理由

政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年 8月31日

契約担当者

阪神南県民局長 藤 田 隆 司

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
LED道路照明灯の賃貸借 1,669灯
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
阪神南県民局 尼崎市東難波町5-21-8
- 3 落札者を決定した日
平成24年 8月 9日
- 4 落札者の名称及び住所
ワタナベ忠電株式会社 西宮市宮前町6-12
- 5 落札金額
717,670円 (月額、税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成24年 6月29日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年 8月31日

契約担当者

阪神北県民局長 常 松 貞 雄

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
LED道路照明灯の賃貸借 1,734灯
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
阪神北県民局 宝塚市旭町2-4-15
- 3 落札者を決定した日
平成24年 8月 9日
- 4 落札者の名称及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都港区西新橋3-9-4
- 5 落札金額
757,758円 (月額、税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成24年 6月29日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年 8月31日

契約担当者

東播磨県民局長 福 田 好 宏

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
LED道路照明灯の賃貸借 2,200灯
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
東播磨県民局 加古川市加古川町寺家町天神木97-1
- 3 落札者を決定した日
平成24年 8月10日
- 4 落札者の名称及び住所
ディー・エフ・エル・リース (株) 大阪市中央区伏見町 4-1-1
- 5 落札金額
877,800円 (月額、税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成24年 6月29日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成24年 8月31日

契約担当者
北播磨県民局長 竹 本 明 正

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
LED道路照明灯の賃貸借 1,112灯
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
北播磨県民局 加東市社字西柿1075-2
- 3 落札者を決定した日
平成24年 8月10日
- 4 落札者の名称及び住所
三菱UFJリース株式会社神戸支店 神戸市中央区明石町48 神戸ダイヤモンドビル 8階
- 5 落札金額
454,808円 (月額、税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成24年 6月29日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成24年 8月31日

契約担当者
中播磨県民局長 玉 田 尋 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
LED道路照明灯の賃貸借 1,814灯
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
中播磨県民局 姫路市北条1-98
- 3 落札者を決定した日
平成24年 8月 7日
- 4 落札者の名称及び住所
大和リース株式会社神戸支店 神戸市中央区磯上通 4-1-6
- 5 落札金額
870,720円 (月額、税抜)

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成24年 6月26日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成24年 8月31日

契約担当者
西播磨県民局長 藤原由成

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
LED道路照明灯の賃貸借 545灯
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
西播磨県民局 赤穂郡上郡町光都2-25
- 3 落札者を決定した日
平成24年 8月9日
- 4 落札者の名称及び住所
大和リース株式会社神戸支店 神戸市中央区磯上通4-1-6
- 5 落札金額
233,260円 (月額、税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成24年 6月26日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成24年 8月31日

契約担当者
西播磨県民局長 藤原由成

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
LED道路照明灯の賃貸借 781灯
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
西播磨県民局 赤穂郡上郡町光都2-25
- 3 落札者を決定した日
平成24年 8月9日
- 4 落札者の名称及び住所
大和リース株式会社神戸支店 神戸市中央区磯上通4-1-6
- 5 落札金額
344,421円 (月額、税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成24年 6月26日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成24年 8月31日

契約担当者
丹波県民局長 梅谷順子

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒654-0037 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号
県立工業技術センター総務課 担当 佐々木
電話 (078) 731-4192
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成24年8月31日（金）から同年9月14日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（午後0時30分から午後1時30分までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成24年10月1日（月）午前10時 県立工業技術センター技術交流館（仮称） 2階セミナー室2
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成24年9月28日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次の書類を平成24年9月14日（金）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。
応札予定機種の仕様書（本体のメーカー名と型番は必ず記載し、当センター仕様書の各項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。）及びカタログ、サポート、メンテナンス、アフターサービス等が分かる書類（様式は任意）
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年9月27日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札に関する条件
 - ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
 - イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成24年10月11日（木）までであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

- 5 落札金額
28,245,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成24年 5月29日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成24年 8月31日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 北 村 新 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
X線光電子分光分析装置（未使用品） 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号
- 3 落札者を決定した日
平成24年 7月 6日
- 4 落札者の名称及び住所
西川計測株式会社 神戸市中央区御幸通4丁目2番20号
- 5 落札金額
79,999,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成24年 6月 5日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成24年 8月31日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 北 村 新 三

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
ラビッドプロトタイプングマシン（未使用品） 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日
平成24年 7月30日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所
株式会社大塚商会 神戸市中央区磯上通8-3-5
- 5 随意契約に係る契約金額
29,998,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成24年 6月29日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。